

陳情項目障害者・児政策の拡充について(文書回答)

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※自治体として単独で補助をしていると回答でわかったところは、名古屋市と豊橋市。稲沢市や大口市、東海市では、国への要望を行っているが自治体としての独自補助を行うことができないと回答している。自治体として補助しないというところは、一宮市、春日井市、刈谷市、江南市、東浦市などある。その他国へ要望している自治体は尾張旭市、新城市等がある一方、瀬戸市は国への要望はしないと回答している。西尾市は、入所施設が適当と考えると回答しているが、障害者権利条約から考えればどこで生活するかを決定するのは障害者本人である。

※制度・報酬の改善を国へ要望してもらい自治体の単独補助を検討してもらえるように、制度の不十分さからくる不安で過酷なGHの実態を、現場からしっかり自治体に訴え、理解してもらう必要を感じる。

市町村名		7-⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。
1	名古屋市	グループホームの報酬については平成27年4月の報酬改定により改善が図られたところですが、適切な報酬単価とするよう引き続き国に対して要望しております。また本市においては、世話人の複数配置等に係わる運営費補助を実施するなど、事業運営の安定化を図るよう努めております。なお平成28年度におきましては運営費補助の対象範囲をすべての障害者に拡大するなど新作の充実に努めているところです。
2	豊橋市	グループホームの配置人員については、従うべき基準として全国で統一されております。夜間の支援体制の充実については必要な従業者を配置した場合に報酬として評価される夜間支援等体制加算が活用できるほか、重度の障害者への支援については重度障害者支援加算を活用することが可能になっておりますので、既存の加算についての活用をお願いします。 また、本市においては、愛知県のグループホームの運営費補助の制度の対象とならない法人や事業所についても市単独で運営費の助成を行っており、事業所の人員配置を手厚くする支援を行っております。
3	岡崎市	国の動向を見守っていきます。
4	一宮市	共同生活援助(グループホーム)の人員配置及び保守単価については、障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。一宮市として補助対象とする事は考えていません。
5	瀬戸市	国に対し要望等を行う考えはありません。
6	半田市	障害支援区分に基づき人配置が定められており適正な人員配置、報酬単価であると判断していますが今後国における動向注視して参ります。
7	春日井市	グループホームへの補助については土日休日などにおける必要経費に対して行っています。夜勤職員の複数配置に関する独自の補助は予定していません。
8	豊川市	夜間における職員配置については、夜間支援対象利用者の人数に応じて、以下支援体制加算を算定することができます。また、国への要望、自治体の補助については、今後、情報収集を行っていく中で検討していきます。
9	津島市	国・県の動向を見守っていきたいと考えています
10	碧南市	ご意見としてお聞きします。
11	刈谷市	グループホームの夜勤職員の配置について、要望書の提出や市による補助の予定はありません。
12	豊田市	
13	安城市	要望書を国に提出することは考えていません。なお、市では重症心身障害者の共同生活利用に限定した補助制度を設けています。
14	西尾市	グループホームは、自立した生活ができるように訓練をする場であります。重度の障害者はグループホームではなく施設入所が適切と考えておりますので、現行通りで考えております。
15	蒲郡市	貴重な意見として確かにお聞きしました。
16	犬山市	市内の事業者や当事者の要望により検討します。

市町村名		7-⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。
17	常滑市	職員の配置及び報酬単価については、国が定める基準に基づき行っております。また愛知県の補助金を受け、当市では障害者が通所施設の閉所日にグループホームにおいて過ごされた場合、そのグループホームに対し支援費を支給しております。
18	江南市	国の社会保障政策に関することであるため、市としては要望書の提出や補助については考えていませんが、今後の国の動向注視しながら適切に対処していきます。
19	小牧市	報酬単価については、人員配置基準に基づく報酬により適切に評価されているものと考えています。また、市独自のグループホームへの補助制度につきましては、調査研究に努めてまいります。
20	稲沢市	重度障害者が生活するグループホームは、現在市内にはありませんが、夜間体制の充実性は認識していますので、職員の配置基準及び報酬単価の改善を国・県に要望して参ります。市単独の補助については、財政を圧迫する可能性が大きいと予測されますので、現在のところ補助を実施する予定はございません。
21	新城市	全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、県及び国に要望していくことが望ましいと考えます。
22	東海市	現時点では補助予定はありません。
23	大府市	現状として、グループホームの利用者について、世話人に加えてヘルパーの派遣を実施しています。
24	知多市	職員の確保が困難であり、現在のところ考えていません。
25	知立市	現時点では考えていません。
26	尾張旭市	安定的な事業名およびサービス提供が可能となるよう、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じるよう、平成28年6月30日付で全国市長会から国に要望しております。また、国の報酬改定等に基づいて、適切に対応してまいります。
27	高浜市	夜勤職員の配置については、指定基準上、必ずしも必要ではなく、入居者の状態等に依じて、事業者の判断で配置している状況にあることは、認識しています。今後の国の動向、議論を注視していきたいと考えております。自治体での補助の予定はありません。
28	岩倉市	夜勤職員体制の充実を図ることは、重要なことと考えます。国への要望等については、今後の動向見ながら検討してきます。
29	豊明市	現段階で市単独の補助制度は検討していません。
30	日進市	障害者総合支援法等の規定に基づき実施していきます。
31	田原市	夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者数に応じ夜間支援体制加算を算定します。今後、国への要望は情報収集を行いながら確認していきます。
32	愛西市	現状において予定はしておりません。
33	清須市	国の制度の準じており、現在のところ考えておりません
34	北名古屋	今のところ補助の予定はありません。
35	弥富市	職員の配置については、シフト制等の交代勤務を導入している場合であっても、夜勤を行う夜間支援従事者を夜間及び深夜の時間帯を通じて配置している場合には、夜間支援体制加算(D)の算定が可能であるため、補助等は考えておりません。
36	みよし市	
37	あま市	国において、入院入所から地域生活への移行を進めている現状から、今後グループホームでの重度障害者の受け入れが増加すると思われるため、国・県の今後の対応を注視していきたいと考えます。
38	長久手市	国の基準に基づき実施します。
39	東郷町	町内に対象となるグループホームがないため、町独自の補助は予定しておりません。また本町から国への要望も予定しておりません。
40	豊山町	障害者総合支援法に基づき、実施します。
41	大口町	国の社会保障政策に関することであり、町独自で補助する考えはありませんが、折に触れ国や県には要望していきたいと考えております。
42	扶桑町	職員配置は、機会を見て要望を考えます。また、自治体の補助は考えていません。
43	大治町	今のところ実施の予定はありません。

市町村名	7-⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。
44 蟹江町	現行通りとします。
45 飛島村	国の制度に準じ、障害者支援の充実に努めていきたい。
46 阿久比町	現在のところ考えていません。
47 東浦町	国への要望については、会議等の機会の際に要望していきたいと考えていきます。補助については、現在のところ実施予定はありません。
48 南知多町	国の制度に準じています。独自制度は予定していません。
49 美浜町	現時点では考えていません。
50 武豊町	現行制度で実施します。
51 幸田町	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調合わせて行きます。
52 設楽町	×
53 東栄町	町内にグループホームがありません。
54 豊根村	現在のところ考えていません。